

判決報告集会

2010年11月4日未明、秋田弁護士会の津谷裕貴弁護士が自宅で殺害されてから8年余り。

仙台高等裁判所秋田支部は、2019年2月13日、第一審判決を破棄し、現場の警察官の過失を認める逆転勝訴判決を下しました。判決の中に、「警察官としては、被疑者の逮捕よりも国民の生命身体の保護を優先すべき」という一文があります。本報告集会では、警察の使命とは何か、という視点で高裁判決を読み解きます。皆様の、多数のご来場をお待ちしております。

「警察の使命

市民の安全が最優先」

～秋田・弁護士殺害事件高裁判決を読み解く～

2019年

4月10日(水)

時間／18:00～20:00

会場／主婦会館プラザエフ
9階 スズラン

費用／参加無料

申込／予約不要

定員／150名

■プログラム① 活動報告

『弁護団の活動と国賠訴訟判決の解説』

近江直人(秋田弁護士会)

■プログラム②

パネルディスカッション

●パネリスト

津谷良子(故津谷裕貴弁護士の妻)

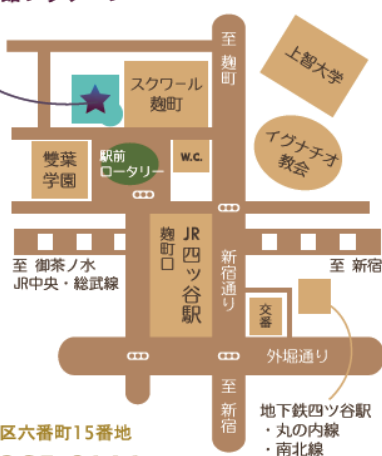
青木 理(ジャーナリスト)

近江直人(秋田弁護士会)

●コーディネーター

清水勉(東京弁護士会、明るい警察を実現する全国ネットワーク代表)

JR四ツ谷駅 麹町口前
主婦会館プラザエフ



〒102-0085
東京都千代田区六番町15番地
TEL 03-3265-8111 (代)

主催：故津谷裕貴弁護士の会
(代表) 弁護士 吉岡和弘

共催：明るい警察を実現する全国ネットワーク

連絡先：〒013-0051

秋田県横手市大屋新町字大平593-1

弁護士法人近江法律事務所

(事務局長) 弁護士 近江直人

TEL 0182-33-3238 FAX 0182-33-2753